

## 会 議 録

会議の名称		平成30年度第4回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		平成30年10月23日（火） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，地引委員，松田委員，今井（由）委員，中荃委員，高橋委員，戸田委員，佐藤委員，坂本委員，吉田委員，今井（早）委員　計12人		
	その他			
	事務局	小林保健福祉部次長兼介護福祉課長，稲葉地域包括支援センター長，森山介護福祉課課長補佐，高橋係長，芳師渡係長，高村係長　計6人		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	5人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開　　会 2 あいさつ 3 報告事項 （1）平成29年度決算報告について （2）平成29年度事業報告（評価指標）について （3）地域包括支援センター業務の一部委託について （4）その他 ①高齢者熱中症予防訪問について ②地域密着型サービス事業所の指定更新について 4 閉　　会		
確定年月日		会議録署名		
平成31年1月30日		城賀本 満登		

## 審 議 経 過

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

#### (1) 平成29年度決算報告について

平成29年度守谷市地域包括支援センターの歳入・歳出について説明したところ、地域包括支援センター以外の予算も含まれていたため、地域包括支援センターのみの予算書等資料を作成し、再送することとなった。

#### 【主な意見等】

会 長： この決算書がわかりにくいのですが。決算書というと、予算額があって、予算と決算の差がいくらとなるのが通常だと思います。この資料だと予算と歳入額及び決算額の差が大きく、また各事業の予算額を足しあげても、当初予算額と同額にならないのですが、これはこういった数字でしょうか。

事務局： 大変申し訳ございません。内訳の金額が合わないということですが、地域包括支援センター以外の部分にも予算があり、それを総括した数字を使っています。包括に関連する予算のみの決算を作らなくてはいけないところでした。総予算額の金額になっているため、食い違いが出ているという状況になっていますので、再度、地域包括支援センター分という形で整理させていただきます。

会 長： 作り変えということで、お願いします。

#### 【一同了承】

#### (2) 平成29年度事業報告（評価指標）について

地域包括支援センターの平成29年度事業報告（評価指標）について説明し、達成できていない項目について意見をいただいた。

#### 【主な意見等】

会 長： ただいまの内容について、質問や意見のある方はお願いいたします。

委 員： レーダーチャートを見たところ、平成29年度の状況がひどいと思いますが、なぜこの数字になったか説明をお願いします。

事務局： 資料3-1をご覧ください。この設問に沿って回答しています。×の項目がどれだけ多かったかで、評価されます。×の部分についてご説明します。

「Q13市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。」とありますが、守谷市には委託をしている地域包括支援センター

はないため、「市町村が設置する連絡会等はない」という回答になります。

「Q 2 2 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。」

「Q 2 5 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。」とありますが、個人情報につきましては、市の条例に沿って行っておりますので、地域包括支援センター独自の体制ではないため、定義上×の回答となります。

最も評価が低いのが、地域ケア会議となります。地域ケア会議は、専門職を助言者として参加いただくという国の仕様に沿った会議形式をとっていなかったため、9項目中6項目が×となっております。地域ケア会議は2種類あり、困難ケースにおける個別のケア会議と地域全体を見渡し、課題を検討するものがあります。困難ケースについての地域ケア会議を随時開催しており、後者も計画的に開催してなかったためこの評価となっております。その結果を見直して、平成30年度は要綱作成を行い、定例化するように計画しております。

「Q 5 4 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。」については、在宅医療介護連携の相談窓口については、昨年度は設置できなくて、平成30年4月1日に設置されました。来年評価を行う際には、○となります。

「Q 6 7 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。」については、生活支援体制整備事業は守谷市独自の進め方で、まちづくり協議会の進捗状況とあわせて進めていきますが、現在は足踏み状態のため×となります。

委員： 地域ケア会議ですが、平成30年度の達成目標は何%ですか。

事務局： 現在、定例的に行う体制を作っています。国から市町村向けの研修会が当初夏ごろの予定が、10月30日と遅くなっています。その研修会にて地域ケア会議の進行役について学びます。そして、要綱作成することで、計画的に進められると考えております。今年度中には大枠はできると思います。既に内部でシミュレーションを行っていますが、組織的に行うためには、1月以降になると考えております。それに準じて、100%目指すようにしたいのですが、台帳整備や進行管理を考えると、100%まではいかないと考えております。

委員： レーダーチャートですと、評価は低いですが、説明をしていただくことで、よく理解できましてありがとうございます。

会長： 地域ケア会議は約2年前に法改正した際、重点項目でした。評価方法も問題があると思いますが、全国平均を見ると他市町村では行っているため、今年度準備を行っているということですが、さらに一生懸命やっていただきたいと思います。この評価が何をやったかというプロセス評

価のみで、アウトカム評価がないという形式で、国が定めたのでしょうか、評価方法も含めて今後委託を行う際によく検討していただければと思います。

事務局： 国も委託の地域包括支援センターをイメージした設問です。市の方向や運営方針、事業計画と合わせた時、委託後地域包括支援センターが法令遵守をしているのか、指導のもとにできているかということ聞いています。

地域包括支援センターの回答と一緒に、市の回答もありますが、今回は地域包括支援センター運営協議会のため、地域包括支援センター部分の評価結果のみです。

この結果を踏まえて、体制をきちんと整えているか、標準的になっているかということを見るということを出した資料となります。

会長： ほかにご質問ありますか。

委員： 個人情報管理についてですが、今後委託を考えているところなので、この整備は確実にやっていただきたいと思います。

会長： よろしくお願ひします。では平成29年度事業報告（評価指標）については、よろしいでしょうか。

#### 【一同了承】

#### （3）地域包括支援センター業務の一部委託について

地域包括支援センター業務委託のイメージとメリット、委託をした際の圏域設定、その経費、今後のスケジュールについて説明し、委託をした際のデメリットや人員配置、委託後の直営の地域包括支援センターについて意見をいただき、承認いただいた。

#### 【主な意見等】

会長： ご意見のある方、よろしくお願ひいたします。

委員： 業務委託のメリットは理解しておりますが、デメリットはお考えですか。

事務局： 窓口での総合相談支援業務が約3割のボリュームがあります。総合相談業務を委託した時、委託の地域包括支援センターの周知徹底ができるのか、委託をしても、相談者は市役所に来られるのではないかとの意見が、内部で検討する中でも出ました。それについては、住民の身近な相談窓口として在宅介護支援センターを設置しているため、在宅介護支援センターと一体的に相談や介護申請の支援ができるのではと考えております。また委託をした時には、地域包括支援センターが変わりますということで、市民全体に周知を考えていますが、周知方法については運営協議会で相談していきたいと考えております。その他の業務については、委託をしたからすべて行っていただくのではなく、権利擁護につい

ては、市の社会福祉士と一緒に業務を行うよう考えています。懸案事項としては市民への周知徹底できるかと考えております。

会 長： 今まで市役所で相談していたのが、対面で話すことはなくなり、現在とはまったく違った状況になりますので、十分に対応をお願いします。

委 員： 委託の地域包括支援センターが定着するまで、在宅介護支援センターがランチで入るということですが、地域が目線だと在宅介護支援センターも知らない方が多くいると思います。また、委託の地域包括支援センターの周知も難しいと思います。今まで市で行ってきた経緯があるため、相談者が市に行ってしまうこともあると思います。上手く連携をして市民目線で身近な相談窓口が見えるようになるように、広報の工夫を丁寧にやっていただければと思います。

会 長： そうだと思います。他にどうぞ。

委 員： 今回2圏域でそれぞれ3地区に分かれています、各地区で人口差があると思いますが、各圏域で委託する事業所は何か所と考えているのでしょうか。

事務局： 法律で定められている地域包括支援センターの人員配置は65歳以上の高齢者数が3,000人から6,000人未満で3職種を1人ずつ配置するとされています。2圏域ということは2事業所になります。6,000人以上の場合は、規模に応じて複数人配置をしてもらうというような考えでおります。

会 長： 他にどなたかございますか。

委 員： 地域包括支援センターの業務の一部を委託とありますが、相談業務等を委託し、残りは介護福祉課が担い、地域包括支援センターと名乗るのは、委託した地域包括支援センターということですか。

事務局： 市の方針としては市直営型としての地域包括支援センターは残さない予定です。ただ、機構改革が今後ありますので現在の包括支援センターや介護福祉課がどの形態になるかは未定です。

地域包括支援センターと名乗ると要支援の方のケアプランを作成する介護予防事業所の業務も行わなければなりません。そのため、予防ケアプラン作成の事業所としての機能は委託した地域包括支援センターで行い、今まで取組めていなかった在宅介護・医療連携や認知症対策などの強化をしていくため市に直営の地域包括支援センターではありませんが、市の事業として残す計画です。

委 員： 今まで取組めていなかった業務以外は地域包括支援センターの業務ですか。

事務局： 地域包括支援センターの業務は介護保険法の地域支援事業の中でいくつかあります。地域包括支援センターを委託する場合は、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、第1号介護予防支援事業について委託をかけていいとされています。その他

の事業は市の地域包括支援センターが行うことも、市が行うことも可能です。守谷市としては、その他の事業を強化する部署を作り、地域包括支援センターは委託のみと考えております。

委員： 本来、地域包括支援センターは委託業務さえ行っていれば、良いということでしょうか。地域包括支援センターの業務はたくさんあったと思います。それは地域包括支援センターが行わなくてもよかったということでしょうか。

事務局： 守谷市は直営の地域包括支援センターのため、地域包括ケアシステムの構築が推進され、事業が増えました。その他の事業を含めて委託をしている市もありますが、残している市もあります。取手市の場合は全面委託を行い、主管は課として残しています。地域包括支援センターを市に残すか残さないかは市の方針となります。その他の事業を推進するには、必ず市の地域包括支援センターではいけないということではありません。

委員： 地域ケア会議は今後も市が行うが、委託の地域包括支援センターではなく、その推進する課が行うのでしょうか。

委員： 地域ケア会議は2種類あります。地域ケア個別会議という、様々な個別ケースを検討する会議と、地域ケア推進会議という地域の課題を吸い上げて検討する会議があります。

地域ケア個別会議はケアマネジャー支援という観点のため、包括的継続的ケアマネジメント支援業務という、ケアマネジャー支援を行っている事業に位置付け、委託業務の中に含むと考えています。

地域ケア推進会議は、今年度、介護保険法改正があり、訪問介護の回数が国の規定より非常に多くなった場合、そのケアプランの検証を地域ケア会議で行うよう位置付けされたため、市が保険者として行うよう考えています。

委員： 地域ケア個別会議でも大変なところもあると思いますので、専門職を入れる等も検討していただければと思います。

会長： 他にどなたかございますか。

委員： 地域包括支援センターとして他の業務もありながら、6割を占める相談業務の受け皿は十分にあるのでしょうか。

事務局： 守谷市にある各社会福祉法人、医療法人へ相談に回り、責任者の方へ説明をした上で、意向確認を行いました。正式に公募をかけた際、申込みしとらないように段取りたいと思っております。

委員： 相談した際に、法人としては難しい状況もあったのでしょうか。

事務局： 専門職の確保がどの法人でも厳しいと話されてきました。特に主任介護支援専門員が介護保険法改正によって、居宅介護支援事業所には必ず主任介護支援専門員を配置しなければいけないとなりました。それにより各法人の居宅介護支援事業所に必須の職種なため、主任介護支援専門

員の確保が厳しい状況になっております。地域包括支援センターの配置において、準じて介護支援専門員でもよいとはありますが、将来的に主任介護支援専門員を取るということが大前提となっております。委託の際に三職種がそろっていないと、準ずるものだったとしても、今後体制的に整えられるかを事前に情報収集していきたいと思っております。できる限り行政の方でも情報提供していきたいと考えております。

委員： 現実的には専門職の配置に問題があるということですが、委託をすることで身近な場所に地域包括支援センターができるのは有益だと思います。他市町村では開かれた地域包括支援センターが各地域にあり、高齢の方が集まる場となっているところもあります。現状は厳しいということですが、2月には募集要項決定ということですが、オープンな地域包括支援センターも検討していただければと思います。

会長： 地域包括支援センターも地域によって様々で各地域に置くところもあれば、1か所だけの市もあります。今の意見も参考にさせていただきたいと思っております。

その他、質疑なければ地域包括支援センター業務の一部委託については原案どおり承認いただけますでしょうか。

#### 【一同承認】

#### (4) その他

##### ①高齢者熱中症予防訪問について

平成30年度高齢者熱中症予防訪問の事業内容と実施結果について報告し、今後の事業計画について意見をいただいた。

#### 【主な意見等】

会長： 質疑ありましたら、お願いします。

委員： 民生委員は、高齢者の一人暮らしの方の見守りを行っていますが、普段声をかける機会がない方も熱中症訪問をきっかけに訪問できるので、毎年チャンスだと思っております。ただ、対象者全員の確認ができないことが多いので、その後のフォローを介護福祉課と協力しながら行っていきたいと思っております。

会長： 他にありませんか。

委員： 対象者は高齢者の一人暮らしの方182名とありますが、高齢者二人暮らしと高齢者と子という家族構成などで、他者の目が入らなく、支援されていないケースが増えていると思います。熱中症訪問をきっかけに制度に繋がり、民生委員も対応できるとなれば、さらに良いかと思えます。今後検討いただきたいです。

事務局： 御意見ありがとうございます。対象者の抽出が難しい部分もありますが、今後考えていきたいと思っております。

会 長： その他、質疑なければ高齢者熱中症予防訪問についてはよろしいでしょうか。

【一同承認】

②地域密着型サービス事業所の指定更新について

平成31年1月6日に指定期間満了となる新守谷デイサービスセンターはるかぜの指定更新について報告し、意見をいただき、承認いただいた。

【主な意見等】

会 長： 新守谷デイサービスセンターはるかぜの指定更新について何か御意見、御質問をお願いします。

委 員： この建物の1階がデイサービスで、2階が保育園ということは、同じ会社が経営しているのですか。

事務局： はい。その通りです。

会 長： この事業所は2年半ぐらいの運営なのでしょうか。

事務局： 地域密着型の制度が変わったのが平成28年4月のため、地域密着型になってからは2年です。その前通所介護事業所は県で指定されておりますので、事業所としては平成24年からで、現在6年となります。

会 長： では、タイミングを考えると更新の事業所が他にもあるのですか。

事務局： 県の指定を受けていたのが、地域密着型に制度が変わり、市町村管轄になった事業所が7か所あります。

会 長： その他、質疑なければ新守谷デイサービスセンター春風の指定更新について承認いただけますでしょうか。

【一同承認】

事務局： その他に1件検討していただきたいことがあります。介護事業所の指定についてですが、今回の会議に間に合わなかったのですが、新規で地域密着型通所介護の事業所を開設したいという事業者から相談をいただいています。平成30年10月の際には人員がそろっていないということでしたが、昨日人員確保ができたということで、急いで開所したいということでした。本来は書類審査を行い、運営協議会から意見をいただき、指定という流れとなります。しかし、次回運営協議会が平成31年1月開催予定となっております。こちらからは指定に関して、土日を抜かして約30日の時間がかかると伝えたこともあり、次回運営協議会では間に合わないとなってしまいました。今回に限り、委員の方々に郵送で資料を配布し、御意見を返送いただきたいのですがいかがでしょうか。

会 長： 委員の皆様いかがでしょうか。

【一同承認】



4 その他

次回の会議日程について

平成31年1月24日（木）午後1時30分から開催することとなった。

5 閉 会